

栗山町第6次総合計画 計画事業評価シート

政策分野	003	医療・保健・福祉	政策項目	017	障がい者福祉	施策	052	社会参加・自立支援の推進	担当課	保健福祉課
------	-----	----------	------	-----	--------	----	-----	--------------	-----	-------

番号	計画事業名	区分	事業開始年度	事業終了年度
107	障がい者の自立した地域生活を支援します。	継続	平成27年度	平成34年度

	指標項目	基準値	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		指標設定の考え方
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
活動指標	福祉ハイヤー利用料金助成対象者（単位：人）	34	50	43	50	40	50	42	50	0	基準値：H25
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
成果指標		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【担当課評価】

項目	判断基準
必要性	2. 目標設定が町民ニーズ等に概ね合致している。課題解決のために必要な事業である。 障がい者の地域生活を支援する町単独事業及び国庫補助任意事業で構成。大半の事業が利用者に定着しており、継続実施すべきである。一部、除雪サービスについては、例年の利用実績がなく、制度の再検討の余地がある。
妥当性	1. 公共性・公益性が高いことから、行政が主体的に実施すべき事業である。 事業の性質上又は制度上、行政が実施すべき事業である。
有効性	2. 目的を達成するためには、別の手段も考えられるが、現段階では最善の方法である。 必要性のコメントと同様に一部利用実績がない事業があり、対象者の想定、要件の設定など制度再検討の余地がある。
効率性	1. 事業費コスト及び人件費コストに見合った効果が期待でき、費用対効果が高い。 事業の性質上又は制度上、コスト改善の余地は少ない。
公平性	2. 特定属性の不特定多数の個人・団体を対象としている。 -

項目	事業把握
前年度評価に対する改善内容	生活サポート事業については、法定サービスの対象外となった方への緊急対応を目的とし、現状利用が無くとも制度的担保は必要である。障がい者除雪サービスについては、年齢要件の削除、指定難病者への対象拡大など、障がい者自立支援協議会（兼計画策定委員会）において協議中、平成30年度からの事業実施につなげる。
課題・問題点	年齢要件の削除、指定難病者への対象拡大など、障がい者除雪サービスの制度見直しが必要。
改善策	障がい者自立支援協議会（兼計画策定委員会）における見直し協議を経て、平成30年度からの次期障がい者福祉計画の開始に併せて要綱改正を行う。

【総合評価】

区分	評価内容・指示事項
1次評価	3. 改善を検討（事業内容） 「課題・問題点」及び「改善策」に記載のとおり、平成30年度制度周知（11月号町広報）前に見直しを行うこと。
	※事後評価につき対象外
2次評価	※事後評価につき対象外
外部評価	※事後評価につき対象外
最終評価	※事後評価につき対象外

栗山町第6次総合計画 計画事業評価シート

政策分野	003	医療・保健・福祉	政策項目	017	障がい者福祉	施策	052	社会参加・自立支援の推進	担当課	保健福祉課
------	-----	----------	------	-----	--------	----	-----	--------------	-----	-------

番号	計画事業名	区分	事業開始年度	事業終了年度
108	障がい者の社会参画と自立支援に取り組む団体等を支援します。	継続	平成27年度	平成34年度

	指標項目	基準値	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		指標設定の考え方
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
活動指標	レクリエーション事業の実施（単位：回）	1	1	1	1	1	1	1	1	0	基準値：H25
	職親委託制度の登録事業者（単位：件）	1	5	1	5	1	5	1	5	0	基準値：H25
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
成果指標	レクリエーション事業への参加（単位：人）	75	85	62	85	75	85	78	85	0	基準値：H25（75人）
	職親委託制度の利用（単位：人）	0	1	0	1	0	1	0	1	0	基準値：H25（0人）
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【担当課評価】

項目	判断基準
必要性	2. 目標設定が町民ニーズ等に概ね合致している。課題解決のために必要な事業である。 障がい者団体の主体的な活動支援は必要であり継続すべき。知的障がい者職親委託制度事業については、実質的な運用体制が取れておらず、他の障がい者支援機関の役割・機能を踏まえ、必要性を含めた再検討が必要。
妥当性	3. 民間等が主体的に実施すべき事業であるため、行政で実施する必要性は低い。 事業の性質上、障がい者団体の主体的な事業への助成・委託の形態であるべき。
有効性	2. 目的を達成するためには、別の手段も考えられるが、現段階では最善の方法である。 知的障がい者職親委託制度事業については、障害者総合支援法に基づく就労支援サービスにより、利用者ニーズが充足されている状況のため、制度廃止の方向で整理する。
効率性	1. 事業費コスト及び人件費コストに見合った効果が期待でき、費用対効果が高い。 現状で、委託料・補助金は、団体の活動実態に見合った金額設定にしている。
公平性	2. 特定属性の不特定多数の個人・団体を対象としている。 -

項目	事業把握
前年度評価に対する改善内容	知的障がい者職親委託制度事業については、知的障がい者の就労経験や職業技術の習得を目的とするが、障害者自立支援法施行後、各就労支援事業所によるサービスが充実し、十分に利用者ニーズへの対応が可能となっているため、現行の障がい者福祉計画が終了する平成29年度末を持って制度を廃止する方向で検討する。
課題・問題点	知的障がい者職親委託制度事業については、知的障がい者の就労経験や職業技術の習得を目的に事業推進してきたが、障害者自立支援法が施行され、各就労支援事業所等によるサービスの充実により、近年実績がない状況が続いている。
改善策	知的障がい者職親委託制度事業については、現在協議している障がい者福祉計画（平成30年度から）策定に合わせて協議し、協議を行い、廃止の方向で検討を進める。

【総合評価】

区分	評価内容・指示事項
1次評価	1. 計画通りに進める 知的障がい者職親委託制度については、第5次栗山町障がい者福祉計画の策定に併せて、栗山町障がい者自立支援協議会の協議を経て廃止することとした。その他事業については、計画通りに実施すること。
	※事後評価につき対象外
2次評価	※事後評価につき対象外
外部評価	※事後評価につき対象外
最終評価	※事後評価につき対象外